

# 個人情報保護法における利用停止等請求権の法的性質

○齊藤 邦史 (Kunifumi Saito)

**Keywords** : 個人情報保護法、差止請求権、違法性、プライバシー、人格的利益

## 1 目的

2020年改正個人情報保護法30条5項は、「当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」について、個人情報取扱事業者に対する保有個人データの利用停止等請求権を定める。これは、現行法における公法上の法令違反を要件とする請求権（同条1項・3項）に加えて、救済の範囲を拡大したものと説明されている。

もっとも、同項では、「当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合」等も並列されているところ、権利利益侵害のおそれを共通の要件と解釈すべきか議論の余地がある。本研究は、このような解釈上の論点について検討を試みる。

## 2 方法

本研究では、情報公開により開示を受けた立案過程の資料を参照しつつ、他の立法例・判例との比較を通じて、改正個人情報保護法における利用停止等請求権の特徴を検討する。

## 3 結果および結論

改正法30条5項は、権利利益侵害の「おそれがある場合」の予防請求権を定めるものであり、侵害が生じた場合の排除請求は、従来どおり民法の解釈に委ねられると解される（独占禁止法24条等参照）。結果として、「利益」の侵害に対しては差止請求が認められない場合も想定される。

また、立案担当者は当初、「利用する必要がなくなった場合」等の類型について、「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれが現実に発生しているかどうかにかかわらず、本人に利用停止等及び第三者提供の停止の請求を特に認めるべき場合を、請求の要件として列挙するものである」としていたが、内閣法制局との折衝を通じて、「本人の権利又は正当な利益の侵害が現実に発生しているかどうかにかかわらず、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合として、本人に利用停止等及び第三者提供の停止の請求を特に認めるべき場合を例示するものである」と説明をあらためた形跡がある。しかし、「その他」という改正法30条5項の文言は、法制執務においては包含関係にない「並列」を意味する。「例示」の表現には「その他の」という表現を用いるのが通例であり、変更後の説明には法文との整合性に疑問がある。

他方で、当初案のように、「利用する必要がなくなった場合」の請求権を、権利利益侵害のおそれとは無関係と位置付けるのも相当でない。同項が「利用する必要がなくなった場合」を列挙することの意義は、利用停止等の範囲について「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度」に関する事業者の主張を許容する同条6項と併せ読むことで、権利利益侵害のおそれ（私法上の違法性）を推定する趣旨と解する余地がある。

### 【主要参考文献】

- ・法制執務研究会『新訂 ワークブック法制執務 第2版』（ぎょうせい、2018年）